

平成 30 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（環境配慮型融資促進利子補給事業））交付規程

公益財団法人 日本環境協会
日環協第 30052303 号
平成 30 年 5 月 23 日制定

（通則）

第 1 条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（環境配慮型融資促進利子補給事業））（以下「補助金」という。）を財源として利子の軽減を目的とする給付金（以下「利子補給金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。）その他の法令（以下「法令」という。）並びに二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（環境配慮型融資促進利子補給事業））交付要綱（平成 27 年 4 月 1 日付け環政経発第 1504013 号。以下「交付要綱」という。）及び環境金融の拡大に向けた利子補給事業（環境配慮型融資促進利子補給事業）実施要領（平成 27 年 4 月 1 日付け環政経発第 1504014 号。以下「実施要領」という。）に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

（目的）

第 2 条 この規程は、実施要領の規定に基づき、公益財団法人日本環境協会（以下「協会」という。）が行う利子補給金の交付手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図り、交付要綱第 3 条の目的の達成に資することを目的とする。

（交付の対象となる融資）

第 3 条 利子補給金の交付の対象となる融資（以下「交付対象融資」という。）は、次に掲げる融資とし、協会は、当該融資の開始の日から 3 年を経過するまで（融資の償還期限が先に到来する場合にあっては当該期限まで）の間であって第 5 条に定める単位期間に生じる利子のうち、同条に定める算式に基づいて算定した額を上限として、環境大臣（以下「大臣」という。）からの交付決定額の範囲内において利子補給金を交付する。

（1） 次に掲げる要件の全てを満たす融資（以下「新規融資」という。）。

ア 別紙 1 に定める環境配慮型融資であること。

イ 第 4 条第 1 項に定める指定金融機関が幹事となり、他の金融機関と協調して一つの融資契約書に基づく融資（以下「シンジケートローン」という。）であって、当該シンジケートローンに参加する他の金融機関に対し、当該指定金融機関が当該他の金融機関の環境配慮型融資に係る有用な知見の提供等を行う融資又は第 4 条第 1 項に定める一の指定金融機関（ただし、平成 27 年度ないし 29 年度の予算に係る補助金により指定金融機関として指定された交付要綱第 2 条第 1 号アに規定する金融機関（一般社団法人全国地方銀行協会及び一般社団法人第二地方銀行協会の会員である金融機関を除く。）及び交付要綱第 2 条第 1 号ケに規定する金融機関を除く。）と当該指定金融機関が融資を行う一の事業先が個別の融資契約に基づいて行う融資であって、当該指定金融機関において環境配慮型融資の自律化に向けた取組を行う融資（以下「相対融資」という。）であること。

ウ 地球温暖化対策のための設備投資に対する融資であって、融資額の上限が 30 億円（相対融資については融資額の上限が 10 億円）であるもの。

エ 次のいずれかを指定金融機関に対して誓約する事業者を対象とする融資であること。

（i）誓約単位年度 3 年度の間、二酸化炭素排出原単位（排出する二酸化炭素総排出量を生産数量又はその代替値（売上高等）で除した数値をいう。以下同じ。）を 3% 以上改

善すること。

- (ii) 誓約単位年度3年度の間に、二酸化炭素排出量を3%以上削減すること。
- (iii) 誓約単位年度5年度の間に、二酸化炭素排出原単位を5%以上改善すること。
- (iv) 誓約単位年度5年度の間に、二酸化炭素排出量を5%以上削減すること。

オ 原則として、平成31年1月25日までに、融資の開始の日が設定されていること。

カ 平成32年3月31日までに工事が完了するもの。

キ 融資の開始の日までに工事を開始している場合にあつては、融資の開始の日の時点において工事が継続していること。

ク 全ての工事が一体のものであり、一貫性があると認められるもの。

ケ 貸付の形式は、証書貸付であること。

コ 償還方法は、原則として毎年3月10日及び9月10日を償還日とする元金均等償還であること。ただし、融資期間の初日より1年以内の据置期間は、これを認めるものとし、融資先事業者の希望により貸付残高の全部又は一部を繰上償還することを妨げない。

サ 利払方法は、原則として6か月ごとの後払いであること。

シ 利子補給期間中は固定利率とすること。

ス 原則として環境配慮型融資促進利子補給事業の開始前における融資に係る利率等の条件と同じであること。

(2) 環境配慮型経営促進事業利子補給金交付要綱(平成21年3月3日付け環政経発第090303003号)に基づく利子補給事業又は環境金融拡大利子補給事業費補助金(環境配慮型融資促進利子補給事業)交付要綱(平成27年4月1日付け環政経発第1504013号)に基づく環境配慮型融資促進利子補給金交付事業の対象として、平成29年度に、協会から利子補給金の交付を受けた融資(以下「継続融資」という。)

2 前項第1号エにおいて、誓約単位年度は、原則として、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、当該期間における二酸化炭素排出原単位又は二酸化炭素排出量の算定が困難である場合にあつては、融資先事業者が二酸化炭素排出原単位又は二酸化炭素排出量の算定を行うために使用している年度(期間は1年間とする。)を誓約単位年度とすることを妨げない。誓約単位年度の起算は、工事が完了した日が属する年度(ただし書きの場合も含む)の翌年度からとする。

3 第1項第1号エにおいて、誓約の基準となる年度(以下「誓約基準年度」という。)は、原則として、融資の開始の日が属する年度の前の年度とする。ただし、当該期間における二酸化炭素排出原単位又は二酸化炭素排出量の算定が困難である場合にあつては、融資の開始の日が属する年度の前々年度を誓約基準年度とすることを妨げない。

4 第1項第1号エの誓約の内容の達成は、誓約基準年度と、工事が完了した日が属する年度の翌年度以降の誓約単位年度の二酸化炭素排出原単位又は二酸化炭素排出量の比較に基づき算定する。

(利子補給金の交付の申請者)

第4条 利子補給金の交付を申請できる者は、交付要綱第2条第一号に掲げる金融機関のうち、その申請に基づき、協会が指定する金融機関(以下「指定金融機関」という。)とする。ただし、利子補給金の交付の申請に関し、継続融資に係る申請に限ることを条件に付された指定金融機関からは、新規融資に係る申請を受け付けないものとする。

2 協会は、指定金融機関の採択後速やかに、当該指定金融機関との間で利子補給金の交付に関する事務について協定書(様式第1)を締結するものとする。

(利子補給金の交付額の算定方法)

第5条 利子補給金の交付額は、単位期間ごとに次に掲げる算式をもって計算した額を合計した額を上限とし、大臣からの交付決定額の範囲内において定めるものとする。

$$A \times \frac{B}{365} \times C$$

- A 当該単位期間における当該融資契約に係る貸付残高
B 当該単位期間における貸付残高の存する日数
C 新規融資（シンジケートローンであって幹事となる指定金融機関以外の他の金融機関に環境配慮型融資を商品化していない金融機関を含む場合、又は相対融資である場合）：
1%
新規融資（シンジケートローンであって幹事となる指定金融機関以外の他の金融機関に環境配慮型融資を商品化していない金融機関を含まない場合）：0.5%
継続融資：平成29年度の交付決定時に用いた数値

単位期間 平成30年3月11日から平成30年9月10日までの期間及び平成30年9月11日から平成31年3月10日までの期間。ただし、9月10日又は3月10日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の前日又は翌日までを単位期間とすることができる。この場合において、当該単位期間の次の単位期間は、直前の単位期間の末日の翌日から開始するものとする。

（融資計画書の提出）

第6条 指定金融機関は、利子補給金の交付を受けようとする融資について、融資計画書（様式第2）を協会に提出しなければならない。

2 指定金融機関は、前項の融資計画書の提出に当たっては、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 設備投資事業計画書（様式第2別紙1）
- (2) 利子補給金交付請求予定一覧表（様式第2別紙2）
- (3) 融資先事業者の会社概要
- (4) 二酸化炭素排出原単位又は二酸化炭素排出量の現況（誓約基準年度の二酸化炭素排出原単位又は二酸化炭素排出量をいう。）及びその算出根拠に係る資料（融資先事業者の代表者氏名の記載及び押印のあるもの）
- (5) シンジケートローンに参加する他の金融機関の一覧及び当該金融機関において環境配慮型融資の商品化の有無を示す書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協会が必要と認める書類

3 第1項の規定に基づく融資計画書は、指定金融機関が融資先事業者と金銭消費貸借契約を締結する日の2か月前から10営業日前までに提出するものとする。

（利子補給金の交付方針の決定）

第7条 協会は、前条第1項の融資計画書の提出があったときは、当該申請の内容を審査し、速やかに交付又は不交付の方針を決定するとともに、その結果を交付・不交付方針決定通知書（様式第3）をもって、指定金融機関に通知するものとする。

2 前項の規定に基づく通知は、指定金融機関が融資先事業者と金銭消費貸借契約を締結する日の5日前までに行うものとする。

（交付申請）

第8条 指定金融機関は、前条第1項の交付方針決定通知を受けたときは、融資先事業者との間で金銭消費貸借契約を締結した後、速やかに交付申請書（様式第4-1）を協会に提出しなければならない。

2 指定金融機関は、前項の交付申請書の提出に当たっては、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 利子補給金交付請求予定一覧表（様式第4別紙1）
- (2) 金銭消費貸借契約書の写し
- (3) 誓約の内容を明らかにした書類等の写し
- (4) 環境配慮型融資に係る評価結果の概要
- (5) シンジケートローンの場合には、他の金融機関に対する知見の提供等（予定を含む。）の概要（様式第5）
- (6) 相対融資の場合には、環境配慮型融資の自律化に向けた取組方針等（予定を含む。）の概要（様式第6）

（交付決定等）

第9条 協会は、前条第1項の交付申請書の提出があったときは、当該申請の内容を審査し、交付すべきと認めるときは、速やかに利子補給金の交付決定を行い、交付決定通知書（様式第7）により指定金融機関に通知するものとする。

- 2 協会は、前項の審査において適正な交付を行うため必要があると認めるときは、交付の決定において当該申請に係る事項に修正を加え、又は交付の決定に条件を付することができる。
- 3 協会は、利子補給金の不交付を決定したときは、不交付決定通知書（様式第8）により指定金融機関に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第10条 指定金融機関は、前条第1項の利子補給金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、利子補給金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を協会に提出しなければならない。

（実績報告書の提出）

第11条 指定金融機関は、3月10日までの単位期間が満了したときは、速やかに交付対象融資の実施状況に係る実績報告書（様式第9）及び利子補給金額一覧表（様式第9別紙1）に、シンジケートローンの場合にあつては他の金融機関に対する知見の提供等の結果の概要（融資の開始の日の属する年度に係る書類に限る。）（様式第10）を、相対融資の場合にあつては環境配慮型融資の自律化に向けた取組方針等の結果の概要（様式第11）を添えて協会に提出しなければならない。

（額の確定）

第12条 協会は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに当該報告の内容を審査し、適正に交付対象融資が実施されていると認めるときは、交付すべき利子補給金の額を確定するものとする。

- 2 協会は、前項の額について、利子補給金額確定通知書（様式第12）に利子補給金額一覧表（様式第12別紙1）を添えて、指定金融機関に通知するものとする。

（交付請求）

第13条 指定金融機関は、前条第2項の利子補給金の額の確定の通知を受けたときは、交付請求書（様式第13）に利子補給金交付請求額一覧表（様式第13別紙1）を添えて、協会に提出しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず概算払を受けようとする場合は、指定金融機関は、平成30年9月10日までの単位期間にあつては同年8月17日、平成31年3月10日までの単位期間にあつては同年2月15日までに概算払請求書（様式第14）に利子補給金概算払請求額一覧表（様式第14別紙1）を添えて、協会に提出しなければならない。

(払込み)

- 第 14 条 協会は、前条の交付請求書の提出があったときは、請求のあった利子補給金の額を、交付対象融資ごとに協会が設けた交付対象融資管理台帳と照合し、適正な請求額であると認めるときは、指定金融機関に対して利子補給金を払い込むものとする。
- 2 協会が必要があると認める場合については、概算払をすることができるものとし、協会は、原則として各単位期間の満了の日に指定金融機関に対して利子補給金を払い込むものとする。
 - 3 第 1 項及び前項の利子補給金は、原則として、指定金融機関に対し直接振込により払い込むものとする。
 - 4 指定金融機関は、協会から交付を受けた利子補給金については、交付対象融資の利子に充当しなければならない。

(融資条件等の変更)

- 第 15 条 指定金融機関は、第 9 条第 1 項の規定に基づく交付の決定の通知を受けた融資について、償還期限、据置期間、払込日、償還方法等の融資条件等を変更しようとするときは、あらかじめ融資条件等変更承認申請書（様式第 15）に事業計画変更書（様式第 15 別紙 1）及び利子補給金請求予定変更一覧表（様式第 15 別紙 2）を添えて協会に提出し、その承認を得なければならない。

(融資条件等の変更審査)

- 第 16 条 協会は、前条の融資条件等変更承認申請書の提出があったときは、速やかに当該申請の内容の審査を行うものとする。
- 2 協会は、前項の審査を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について十分に検討するものとする。
 - (1) 融資条件等変更事由の妥当性
 - (2) 変更後の資金使途の妥当性
 - (3) 変更後の事業計画の妥当性
 - (4) 変更後の融資条件等の妥当性

(融資条件等の変更承諾等)

- 第 17 条 協会は、融資条件等の変更の承認をしたときは、融資条件等変更承認通知書（様式第 16）により、指定金融機関に通知するものとする。この場合において、協会は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、交付の決定の内容を変更し、又は交付の決定に条件を付すことができるものとする。
- 2 協会は、融資条件等の変更を承認しないときは、融資条件等変更不承認通知書（様式第 17）により指定金融機関に通知するものとする。

(事業状況の報告)

- 第 18 条 指定金融機関は、誓約期間における各年度の交付対象融資の実施状況及び利子に対する利子補給金の充当状況について、第 9 条第 1 項の交付決定通知書に定める各年度の期日までに、事業状況報告書（様式第 18）に事業実施状況書（様式第 18 別紙 1）及び利子補給金充当実績・請求予定一覧表（様式第 18 別紙 2）を添えて、当該報告書の提出時点における執行団体（利子補給金の交付を行う者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、環境配慮型経営促進事業利子補給金交付要綱（平成 21 年 3 月 3 日付け環政経発第 0 9 3 0 3 0 0 3 号）に基づき、利子補給金の交付を受けた融資についてはこの限りでない。
- 2 前項のただし書きの融資においては、指定金融機関は前項の事業状況報告書等を当該報告書等の提出時点における執行団体から要求があった場合には、遅滞なく当該団体に提出しなければならない。
 - 3 指定金融機関は、融資先事業者が誓約の内容を達成したとき又は誓約に係る期間が終了したときは、速やかに、事業効果報告書（様式第 19）に次の各号に掲げる書類（融資先事業者

の代表者氏名の記載及び押印のあるもの)を添えて、当該報告書の提出時点における執行団体に提出しなければならない。

(1) 誓約を達成した年度又は誓約に係る期間が終了した年度の二酸化炭素排出原単位又は二酸化炭素排出量

(2) 前号の算出根拠に係る資料

4 協会は、平成30年度中に、指定金融機関から継続融資に係る前項の事業効果報告書の提出があったときは、当該申請の内容の審査を行い、誓約の内容が達成されていると認めるときは、事業効果報告書の承認通知書(様式第20)をもって指定金融機関に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第19条 協会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、交付の決定の内容を変更し、又は交付の決定に条件を付することができる。ただし、(4)の場合において、交付対象融資のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(1) 指定金融機関が、法令、交付要綱、実施要領、この規程(以下「法令等」という。)又は法令等に基づく協会の処分若しくは指示に従わない場合。

(2) 指定金融機関が、利子補給金を交付対象融資以外の用途に使用した場合。

(3) 指定金融機関が、交付対象融資に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。

(4) 天災地変その他利子補給金の交付の決定後生じた事情の変更により、交付対象融資の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により交付対象融資を遂行することができない場合(指定金融機関の責に帰すべき事情による場合を除く。)

(5) 融資先事業者が、指定金融機関に対して誓約した内容を達成できなかった場合(やむを得ない特段の事情があると協会が認めた場合を除く。)

2 協会は、前項の規定に基づき交付の決定の全部若しくは一部を取り消したときは、交付決定取消通知書(様式第21)により指定金融機関に通知するものとする。

3 協会は、第1項の規定に基づき交付の決定の内容を変更し、又は交付の決定に条件を付したときは、交付決定内容変更通知書(様式第22)により指定金融機関に通知するものとする。

(利子補給金の返還)

第20条 協会は、前条第1項の規定に基づき交付の決定の全部又は一部の取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に利子補給金が交付されているときは、指定金融機関に対して、当該利子補給金の全部又は一部について、利子補給金返還命令書(様式第23)により返還を命ずるものとする。ただし、前条第1項第5号に規定する場合については、誓約の内容の未達成の割合に応じて、返還を命ずるものとする。

2 協会は、前項の返還を命ずるときは、前条第1項第4号又は第5号に掲げる場合を除き、当該利子補給金の受領の日から返還の日までの日数に応じて、当該利子補給金(その一部を返還した場合にあっては、当該返還の日以後の期間については、当該返還額を控除した額)につき、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

3 前2項の補給金の返還及び加算金の納付の期限は、当該返還の命令のなされた日から20日以内とし、期限までに返還又は納付がないときは、未納に係る金額に対して、指定金融機関はその未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を協会に納付しなければならない。

(利子補給金の経理等)

第21条 指定金融機関は、協会から交付された利子補給金の経理について、他の経理と明確に区分して行わなければならない。

2 指定金融機関は、区分した経理について帳簿を備えて利子補給金の経理を記録し、当該帳簿、協会から受領した書類、融資先事業者から受領した書類その他の関係書類を誓約期間の終了日から5年を経過するまでの間保管しなければならない。

(調査等)

第22条 協会は、利子補給金の交付業務の適正な運営を図るため、必要な範囲において、指定金融機関に対し、その有する書類の提出を求め、又は融資経緯等について調査等を行うことができる。

2 指定金融機関は、協会が行う調査等に協力しなければならない。

(その他必要な事項)

第23条 この規程に定めるもののほか、利子補給金の交付に関し必要な事項は、協会が別にこれを定める。

附 則

1 この規程は、平成30年5月23日から施行する。

2 継続融資については、第8条第1項中「前条第1項の交付方針決定通知を受けたときは、融資先事業者との間で金銭消費貸借契約を締結した後、速やかに」とあるのは「平成30年6月末までに」と読み替え、「様式第4-1」とあるのは「様式第4-2」と読み替え、第19条第1項第5号中「融資先事業者が、」の下に「継続融資時に」を加えるものとし、第6条、第7条及び第8条第2項（第1号を除く）の規定は適用しない。

(別紙1)

利子補給の対象となる環境配慮型融資とは、「経営全般事項」「事業関連事項」「環境パフォーマンス事項」の3事項により審査及び評価を行い、その評価結果によって金利を変更する融資制度をいう。3事項の具体的な内容は以下に掲げる項目とする。

なお、「エコアクション21ガイドライン」に基づきエコアクション21の認証を得た事業者であって、相対融資である場合にあっては、エコアクション21の認証を取得するに当たって審査が行われている項目についての審査及び評価を簡素化して行うことができるものとする。

1. 経営全般事項

経営全般に関する事項として、以下の6項目を含む環境面での審査及び評価を行うもの。

- ①コーポレートガバナンス
- ②コンプライアンス
- ③リスクマネジメント
- ④パートナーシップ（社会貢献活動等）
- ⑤従業員への環境教育
- ⑥情報開示

2. 事業関連事項

事業に関連する事項として、以下の4項目を含む環境面での審査及び評価を行うもの。なお、②～④については、正当な理由がある場合に限り、業種により項目の変更（削除を含む。）を認めるものとする。

- ①設備投資
- ②製品・サービス
- ③サプライチェーンにおける環境配慮
- ④リサイクル対策

3. 環境パフォーマンス事項

環境パフォーマンスに関する事項として、以下の6項目を含む環境面での審査及び評価を行うもの。なお、②～⑥については正当な理由がある場合に限り業種により項目の変更（削除を含む。）を認めるものとする。

- ①地球温暖化対策
- ②資源有効利用対策（資源投入量、廃棄物等）
- ③水資源対策
- ④大気汚染対策
- ⑤化学物質対策
- ⑥生物多様性対策

交付規程様式一覧

(様式第 1)	協定書
(様式第 2)	環境配慮型融資促進利子補給金融資計画書
(様式第 2 別紙 1)	設備投資事業計画書
(様式第 2 別紙 2)	利子補給金交付請求予定一覧表（金銭消費貸借契約前）
(様式第 3)	環境配慮型融資促進利子補給金交付・不交付決定通知書
(様式第 4 - 1)	環境配慮型融資促進利子補給金交付申請書（新規融資案件）
(様式第 4 - 2)	環境配慮型融資促進利子補給金交付申請書（継続融資案件）
(様式第 4 別紙 1)	利子補給金交付請求予定一覧表（金銭消費貸借契約後）
(様式第 5)	他の金融機関に対する知見の提供等（予定を含む。）の概要
(様式第 6)	環境配慮型融資の自律化に向けた取組方針等（予定を含む。）の概要
(様式第 7)	環境配慮型融資促進利子補給金交付決定通知書
(様式第 8)	環境配慮型融資促進利子補給金不交付決定通知書
(様式第 9)	環境配慮型融資促進利子補給金実績報告書
(様式第 9 別紙 1)	利子補給金額一覧表
(様式第 10)	他の金融機関への知見の提供等の結果の概要
(様式第 11)	環境配慮型融資の自律化に向けた取組方針等の結果の概要
(様式第 12)	環境配慮型融資促進利子補給金額確定通知書
(様式第 12 別紙 1)	利子補給金確定額一覧表
(様式第 13)	環境配慮型融資促進利子補給金交付請求書
(様式第 13 別紙 1)	利子補給金交付請求額一覧表
(様式第 14)	環境配慮型融資促進利子補給金概算払請求書
(様式第 14 別紙 1)	利子補給金概算払請求額一覧表
(様式第 15)	環境配慮型融資促進利子補給事業に係る融資条件等変更承認申請書
(様式第 15 別紙 1)	設備投資事業計画変更書
(様式第 15 別紙 2)	利子補給金請求予定変更額一覧表
(様式第 16)	環境配慮型融資促進利子補給事業に係る融資条件等変更承認通知書
(様式第 17)	環境配慮型融資促進利子補給事業に係る融資条件等変更不承認通知書
(様式第 18)	環境配慮型融資促進利子補給事業に係る事業状況報告書
(様式第 18 別紙 1)	事業実施状況書
(様式第 18 別紙 2)	利子補給金充当実績・請求予定一覧表
(様式第 19)	環境配慮型融資促進利子補給事業に係る事業効果報告書
(様式第 20)	環境配慮型融資促進利子補給事業に係る事業効果報告書の承認通知書
(様式第 21)	環境配慮型融資促進利子補給金交付決定取消通知書
(様式第 22)	環境配慮型融資促進利子補給金交付決定内容変更通知書
(様式第 23)	環境配慮型融資促進利子補給金返還命令書

(様式第1)

協 定 書

公益財団法人 日本環境協会 (以下「甲」という。)と〇〇〇〇(指定金融機関名)(以下「乙」という。)は、平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境金融の拡大に向けた利子補給事業(環境配慮型融資促進利子補給事業))交付規程(平成30年5月23日付け日環協第30052303号。以下「交付規程」という。)に基づく利子補給金の交付に関する事務について次のとおり協定する。

(交付の対象)

第1条 甲が利子補給金を交付する乙の融資(以下「交付対象融資」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 次に掲げる要件の全てを満たす融資(以下「新規融資」という。)

ア 別紙1に定める環境配慮型融資であること。

イ 第4条第1項に定める指定金融機関が幹事となり、他の金融機関と協調して一つの融資契約書に基づく融資(以下「シンジケートローン」という。)であって、当該シンジケートローンに参加する他の金融機関に対し、当該指定金融機関が当該他の金融機関の環境配慮型融資に係る有用な知見の提供等を行う融資又は第4条第1項に定める一の指定金融機関(ただし、平成27年度ないし29年度の予算に係る補助金により指定金融機関として指定された交付要綱第2条第1号アに規定する金融機関(一般社団法人全国地方銀行協会及び一般社団法人第二地方銀行協会の会員である金融機関を除く。)及び交付要綱第2条第1号ケに規定する金融機関を除く。)と当該指定金融機関が融資を行う一の事業先が個別の融資契約に基づいて行う融資であって、当該指定金融機関において環境配慮型融資の自律化に向けた取組を行う融資(以下「相對融資」という。)であること。

ウ 地球温暖化対策のための設備投資に対する融資であって、融資額の上限が30億円(相對融資については融資額の上限が10億円)であるもの。

エ 次のいずれかを指定金融機関に対して誓約する事業者を対象とする融資であること。

(i) 誓約単位年度3年度の間、二酸化炭素排出原単位(排出する二酸化炭素総排出量を生産数量又はその代替値(売上高等)で除した数値をいう。以下同じ。)を3%以上改善すること。

(ii) 誓約単位年度3年度の間、二酸化炭素排出量を3%以上削減すること。

(iii) 誓約単位年度5年度の間、二酸化炭素排出原単位を5%以上改善すること。

(iv) 誓約単位年度5年度の間、二酸化炭素排出量を5%以上削減すること。

オ 原則として、平成31年1月25日までに、融資の開始の日が設定されていること。

カ 平成32年3月31日までに工事が完了するもの。

キ 融資の開始の日までに工事を開始している場合にあつては、融資の開始の日の時点において工事が継続していること。

ク 全ての工事が一体のものであり、一貫性があると認められるもの。

ケ 貸付の形式は、証書貸付であること。

コ 償還方法は、原則として毎年3月10日及び9月10日を償還日とする元金均等償還であること。ただし、融資期間の初日より1年以内の据置期間は、これを認めるものとし、融資先事業者の希望により貸付残高の全部又は一部を繰上償還することを妨げない。

サ 利払方法は、原則として6か月ごとの後払いであること。

シ 利子補給期間中は固定利率とすること。

ス 原則として環境配慮型融資促進利子補給事業の開始前における融資に係る利率等の条件と同じであること。

(2) 環境配慮型経営促進事業利子補給金交付要綱(平成21年3月3日付け環政経発第090303003号)に基づく利子補給事業又は環境金融拡大利子補給事業費補助金(環境配慮型融資促進利子補給事業)交付要綱(平成27年4月1日付け環政経発第1504013号)に基づく環境配慮型融資促進利子補給金交付事業の対象として、平成29年度に、甲から利子補給金の交付を受けた融資(以下「継続融資」という。)

- 2 前項第1号エにおいて、誓約単位年度は、原則として、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、当該期間における二酸化炭素排出原単位又は二酸化炭素排出量の算定が困難である場合にあっては、融資先事業者が二酸化炭素排出原単位又は二酸化炭素排出量の算定を行うために使用している年度(期間は1年間とする。)を誓約単位年度とすることを妨げない。誓約単位年度の起算は、工事が完了した日が属する年度(ただし書きの場合も含む)の翌年度からとする。
- 3 第1項第1号エにおいて、誓約の基準となる年度(以下「誓約基準年度」という。)は、原則として、融資の開始の日が属する年度の前の年度とする。ただし、当該期間における二酸化炭素排出原単位又は二酸化炭素排出量の算定が困難である場合にあっては、融資の開始の日が属する年度の前々年度を誓約基準年度とすることを妨げない。
- 4 第1項第1号エの誓約の内容の達成は、誓約基準年度と、工事が完了した日が属する年度以降の年度の二酸化炭素排出原単位又は二酸化炭素排出量の比較に基づき算定する。

(振込み)

第2条 甲は、交付請求書の提出があったときは、請求のあった利子補給金の額を、交付対象融資ごとに甲が設けた交付対象融資管理台帳と照合し、適正な請求額であると認めるときは、乙に対して利子補給金を払い込むものとする。ただし、甲が必要があると認める場合については、概算払をすることができるものとし、甲は、原則として各単位期間の満了の日に乙に対して利子補給金を払い込むものとする。

- 2 前項ただし書きの概算払いについては、平成30年9月10日までの単位期間にあっては同年8月17日、平成31年3月10日までの単位期間にあっては同年2月15日までに概算払請求書に利子補給金概算払請求額一覧表を添えて、甲に提出しなければならない。

(利子補給金の額)

第3条 甲が乙に交付を行う利子補給金は、単位期間ごとに次に掲げる算式をもって計算した額を合計した額を上限とし、環境大臣(以下「大臣」という。)からの交付決定額の範囲内において定めるものとする。

$$A \times \frac{B}{365} \times C$$

- A 当該単位期間における当該融資契約に係る貸付残高
- B 当該単位期間における貸付残高の存する日数
- C 新規融資(シンジケートローンであって幹事となる指定金融機関以外の他の金融機関に環境配慮型融資を商品化していない金融機関を含む場合、又は相対融資である場合)：1%
新規融資(シンジケートローンであって幹事となる指定金融機関以外の他の金融機関に環境配慮型融資を商品化していない金融機関を含まない場合)：0.5%
継続融資：平成29年度の交付決定時に用いた数値

(交付決定の取消し等)

第4条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、交付の決定の内容を変更し、又は交付の決定に条件を付することができる。ただし、(4)の場合において、交付対象融資のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- (1) 乙が、法令、交付要綱、実施要領、この規程(以下「法令等」という。)又は法令等に基づく協会の処分若しくは指示に従わない場合。
- (2) 乙が、利子補給金を交付対象融資以外の用途に使用した場合。
- (3) 乙が、交付対象融資に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
- (4) 天災地変その他利子補給金の交付の決定後生じた事情の変更により、交付対象融資の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により交付対象融資を遂行することができない場合(乙の責に帰すべき事情による場合を除く。)
- (5) 融資先事業者が、乙に対して誓約した内容を達成できなかった場合(やむを得ない特段

の事情があると協会が認めた場合を除く)。

- 2 甲は、前項の規定に基づき交付の決定の全部若しくは一部を取り消したときは、交付決定取消通知書により乙に通知するものとする。
- 3 甲は、第1項の規定に基づき交付の決定の内容を変更し、又は交付の決定に条件を付したときは、交付決定内容変更通知書により乙に通知するものとする。
- 4 甲は、第1項の規定に基づき交付の決定の全部又は一部の取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に利子補給金が交付されているときは、乙に対して、当該利子補給金の全部又は一部について、利子補給金返還命令書により返還を命ずるものとする。ただし、第1項第5号に規定する場合については、誓約の内容の未達成の割合に応じて、返還を命ずるものとする。
- 5 甲は、前項の返還を命ずるときは、第1項第4号又は第5号に掲げる場合を除き、当該利子補給金の受領の日から返還の日までの日数に応じて、当該利子補給金(その一部を返還した場合にあっては、当該返還の日以後の期間については、当該返還額を控除した額)につき、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 6 前2項の補給金の返還及び加算金の納付の期限は、当該返還の命令のなされた日から20日以内とし、期限までに返還又は納付がないときは、未納に係る金額に対して、乙はその未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を甲に納付しなければならない。

(調査等)

- 第5条 甲は、利子補給金の交付業務の適正な運営を図るため、必要な範囲において、乙に対し、その有する書類の提出を求め、又は融資経緯等について調査等を行うことができる。
- 2 乙は、甲が行う調査等に協力しなければならない。

(その他必要な事項)

- 第6条 交付規程に定めるもののほか、利子補給金の交付に関し必要な事項は、甲が別にこれを定める。

(通知)

- 第7条 乙が融資先事業者に対して繰上償還の請求を行った場合には、その旨を遅滞なく甲に通知するものとする。

(手続)

- 第8条 この協定による利子補給金交付に関する手続は交付規程の定めるところにより、その内容を遵守する。

(協議)

- 第9条 交付規程及びこの協定書に定めのない事項及び協定書の内容の変更については、甲と乙が協議して決定する。

(協定書の所持)

- 第10条 この協定書は、2通作成し、甲乙各自1通を所持する。

平成 年 月 日

住所 東京都中央区日本橋馬喰町1丁目4番16号 馬喰町第一ビル9階
甲 公益財団法人 日本環境協会
理事長 森 嵐 昭 夫

住所
乙

(様式第2)

平成 年 月 日

公益財団法人 日本環境協会
理事長 殿

住 所
指定金融機関名
代表者氏名 印

環境配慮型融資促進利子補給金融融資計画書

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（環境配慮型融資促進利子補給事業））交付規程第3条に規定する交付対象融資を行うため、平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（環境配慮型融資促進利子補給事業））交付規程第6条第1項の規定に基づき、融資計画について下記のとおり提出します。

記

融 資 先 事 業 者 名		
融 資 契 約 予 定 日		平成 年 月 日
融 資 期 間 （ 予 定 ）		自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
融 資 予 定 額		金 円
資 金 使 途		
融 資 条 件	償 還 期 限	平成 年 月 日
	貸 付 利 率	年 %
	利子補給期間（予定）	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
	当該年度の利子補給金見込額	金 円
	利子補給金総見込額	金 円

(様式第2別紙1)

設備投資事業計画書

融資先事業者	
本社所在地	
資本金	円
業種	卸売業 / 小売業 / サービス業 / 製造業 / その他 ()
従業員数(常用雇用者)	名
融資契約日	平成〇〇年〇月〇日
融資期間	平成〇〇年〇月〇日 ~ 平成〇〇年〇月〇日
融資契約金額	円
資金使途(設備等)	
工事地点	
工事期間	平成〇〇年〇月〇日 ~ 平成〇〇年〇月〇日

(注1) 主な中核設備については、詳細な仕様等を別途提出すること。

【CO₂排出量の推移計画】

	基準年 H〇年度	H〇年度 (計画)	報告年 H〇年度 (計画)	報告年 H〇年度 (計画)	報告年 H〇年度 (計画)	報告年 H〇年度 (計画)	報告年 H〇年度 (計画)
① CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)							
② 原単位算出分母							
③ CO ₂ 排出原単位【①÷②】							
④ CO ₂ 排出量削減率							
⑤ CO ₂ 排出原単位改善率							
CO ₂ 排出係数	固定 / 変動						
原単位算出分母の種類	生産量 / 売上高 / 延床面積 / その他 ()						
原単位算出分母の単位	万 t / 百万円 / m ² / その他 ()						
基準年となる CO ₂ 算定期間	平成〇〇年〇月 ~ 平成〇〇年〇月						
事業状況報告書の提出日	誓約期間中は毎年〇〇月末日までに提出						
CO ₂ 誓約範囲	事業者単位 / 事業所単位						
CO ₂ 誓約内容							
上記を達成するための方策							
費用対効果 ※注2							
資金使途による 排出 CO ₂ 削減効果等							

(注2) エネルギー起源 CO₂排出削減コストに係る計算式、計算結果、算出根拠等を記載すること (別添も可)。

(様式第2別紙2)

利子補給金交付請求予定一覧表 (金銭消費貸借契約前)

融資先事業者名： ()
融資の開始の日：平成 年 月 日
融資契約金額：金 円

回数	利子補給金 交付予定 年月日	(A) 貸付残高	期 間		(B) 日 数	(C) 貸付利率	(D) A×B×C/365 貸付利子 予定額	(E) 利子 補給率	(F) A×B×E/365 利子補給金 予定額	(D)-(F) 融資先事業者 利子支払 予定額
			自	至						
第 回	平成 年 月 日	円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	平成 年 月 日	円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	平成 年 月 日	円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	平成 年 月 日	円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	平成 年 月 日	円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	平成 年 月 日	円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	平成 年 月 日	円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円	%	円	円
					合 計		円		円	円

(注1) 利払期日は9月10日又は3月10日とする。(9月10日又は3月10日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の前日又は翌日までを単位期間とすることができる。

この場合において、当該単位期間の次の単位期間は、直前の単位期間の末日の翌日から開始するものとする。)

(注2) 円未満切捨てとする。

(様式第3)

日環協第 号
平成 年 月 日

指定金融機関名
代表者氏名 殿

公益財団法人 日本環境協会
理事長 森 篤 昭 夫

環境配慮型融資促進利子補給金交付・不交付方針決定通知書

平成 年 月 日付けをもって提出のあった環境配慮型融資促進利子補給金融資計画書については、その内容を審査した結果、(交付・不交付)の方針を決定したので、平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境金融の拡大に向けた利子補給事業(環境配慮型融資促進利子補給事業))交付規程第7条第1項の規定に基づき、通知します。

記

事業者名

公益財団法人 日本環境協会
理事長 殿

住 所
指定金融機関名
代表者氏名 印

環境配慮型融資促進利子補給金交付申請書 (新規融資案件)

平成 年 月 日付け日環協第 号をもって交付方針決定の通知のあった標記利子補給金の交付を受けたいので、平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境金融の拡大に向けた利子補給事業(環境配慮型融資促進利子補給事業))交付規程第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従います。

記

1. 交付対象融資の目的及び概要

目的：
概要：

2. 誓約内容

3. 利子補給金交付申請額

円

4. 本申請に係る利子補給期間の開始及び終了(予定)年月日

(始期) 平成 年 月 日
(終期) 平成 年 月 日

5. 交付対象融資の内容

融 資 先 事 業 者 名	
融 資 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
融 資 契 約 金 額	金 円
利 子 補 給 率	年 %
算 出 の 基 礎	
事業状況報告書の提出日	月末日までに提出

公益財団法人 日本環境協会
理事長 殿

住 所
指定金融機関名
代表者氏名 _____ 印

環境配慮型融資促進利子補給金交付申請書 (継続融資案件)

平成 年 月 日付け日環協第 号をもって平成 29 年度環境配慮型融資促進利子補給事業における交付決定の通知を受けた案件に関し、標記利子補給金の交付を受けたいので、平成 30 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (環境金融の拡大に向けた利子補給事業 (環境配慮型融資促進利子補給事業)) 交付規程第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和 30 年政令第 255 号) 及び交付規程の定めるところに従います。

記

1. 交付対象融資の目的及び概要

目的:

概要:

2. 誓約内容

3. 利子補給金交付申請額

円

4. 本申請に係る利子補給期間の開始及び終了 (予定) 年月日

(始期) 平成 年 月 日

(終期) 平成 年 月 日

5. 交付対象融資の内容

融 資 先 事 業 者 名	
融 資 期 間	自:平成 年 月 日 至:平成 年 月 日
融 資 契 約 金 額	金 円
利 子 補 給 率	年 %
算 出 の 基 礎	
事業状況報告書の提出日	月末日までに提出

(様式第4別紙1)

利子補給金交付請求予定一覧表 (金銭消費貸借契約後)

融資先事業者名 : ()
 融資の開始の日 : 平成 年 月 日
 融資契約金額 : 金 円

回数	利子補給金 交付予定 年月日	(A) 貸付残高	期 間		(B) 日 数	(C) 貸付利率	(D) A×B×C/365 貸付利子 予定額	(E) 利子 補給率	(F) A×B×E/365 利子補給金 予定額	(D)-(F) 融資先事業者 利子支払 予定額
			自	至						
第 回	平成 年 月 日	円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	平成 年 月 日	円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	平成 年 月 日	円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	平成 年 月 日	円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	平成 年 月 日	円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	平成 年 月 日	円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	平成 年 月 日	円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円	%	円	円
合 計							円		円	円

(注1) 利払期日は9月10日又は3月10日とする。(9月10日又は3月10日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の前日又は翌日までを単位期間とすることができる。
 この場合において、当該単位期間の次の単位期間は、直前の単位期間の末日の翌日から開始するものとする。)

(注2) 円未満切捨てとする。

(様式第5)

平成 年 月 日

公益財団法人 日本環境協会
理事長 殿

住 所
指定金融機関名
代表者氏名 _____ 印

他の金融機関に対する知見の提供等（予定を含む。）の概要

環境配慮型融資促進利子補給事業交付規程第8条の規定に基づき、他の金融機関に対する知見の提供等（予定を含む。）の概要について以下のとおり報告します。

記

(1) 知見提供の内容

- ・シンジケートローンの幹事となる金融機関は他の金融機関の知見内容に関する要望に可能な限り沿うこと。
(例)
 - ・評価結果の公表、評価方法・融資先事業者への環境配慮型融資の提案方法の教示、モニタリング内容・結果等の情報提供、参加行との情報交換会の開催

[]

(2) (1) を踏まえた環境配慮型融資の案件の組成に向けた他の金融機関の今後の取組

- ・環境配慮型融資商品を持たない金融機関の今後の取組については、環境配慮型融資商品の組成に向けてどのような知見がどのように役に立ったのかについても具体的に記載すること。

[]

※報告内容は、参加行の本店及び支店を含め、組織的に共有すること。

(様式第6)

平成 年 月 日

公益財団法人 日本環境協会
理事長 殿

住 所
指定金融機関名
代表者氏名 _____ 印

環境配慮型融資の自律化に向けた取組方針等（予定を含む。）の概要

環境配慮型融資促進利子補給事業交付規程第8条の規定に基づき、自律化に向けた取組方針等（予定を含む）の概要について以下のとおり報告します。

記

(1) 今年度の取組方針

(例) 環境配慮型融資に関する知見の蓄積体制の強化、商品サービスの向上

[]

(2) 具体的な取組方法

[]

※報告内容は本店及び支店も含め組織的に共有すること。

(様式第7)

日 環 協 第 号
平 成 年 月 日

指定金融機関名
代表者氏名 殿

公益財団法人 日本環境協会
理 事 長 森 島 昭 夫

環境配慮型融資促進利子補給金交付決定通知書

平成 年 月 日付けをもって提出のあった環境配慮型融資促進利子補給金交付申請書については、平成 30 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（環境配慮型融資促進利子補給事業））交付規程第9条第1項の規定に基づき、その内容を審査した結果、下記の条件で交付することに決定したので通知します。

記

交 付 決 定 日	平成 年 月 日
融 資 先 事 業 者 名	
融 資 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
融 資 契 約 金 額	金 円
利 子 補 給 率	年 %
利 子 補 給 金 額	金 円
利 子 補 給 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
事業状況報告書の提出日	月末日までに提出

[条件]

平成 30 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（環境配慮型融資促進利子補給事業））交付規程に定める事項を遵守すること。

(様式第8)

日環協第 号
平成 年 月 日

指定金融機関名
代表者氏名

殿

公益財団法人 日本環境協会
理事長 森 寫 昭 夫

環境配慮型融資促進利子補給金不交付決定通知書

平成 年 月 日付けをもって提出のあった環境配慮型融資促進利子補給金交付申請書については、平成 30 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（環境配慮型融資促進利子補給事業））交付規程第9条第1項の規定に基づき、その内容を審査した結果、交付は行わないことに決定したので、同条第3項の規定に基づき、通知します。

記

不交付決定日	平成 年 月 日
融資先事業者名	
融資期間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
融資契約金額	金 額 円

[不交付理由]

(様式第9)

平成 年 月 日

公益財団法人 日本環境協会
理事長 殿

住 所
指定金融機関名
代表者氏名 _____ 印

環境配慮型融資促進利子補給金実績報告書

平成 年 月 日付け日環協第 号をもって交付決定の通知のあった標記利子補給金の交付対象融資の実施状況に係る実績について、平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（環境配慮型融資促進利子補給事業））交付規程第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 交付対象融資の内容及び効果

内容：

効果：

2. 交付対象融資の内容

融資先事業者名	
融資期間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
融資契約金額	金 円
利子補給金額	金 円
算出の基礎	

(様式第9別紙1)

利子補給金額一覧表

利子補給金交付予定日：平成 年 月 日

回数	融資先事業者名	(A) 貸付残高	期間		(B) 日数	(C) 利子補給率	A×B×C/365 利子補給金 対象額
			自	至			
第 回		円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円
第 回		円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円
第 回		円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円
第 回		円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円
第 回		円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円
第 回		円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円
第 回		円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円
第 回		円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円
第 回		円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円
第 回		円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円
第 回		円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円
						合計	円

(注1) 利払期日は9月10日又は3月10日とする。(9月10日又は3月10日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の前日又は翌日までを単位期間とすることができる。
この場合において、当該単位期間の次の単位期間は、直前の単位期間の末日の翌日から開始するものとする。)

(注2) 円未満切捨てとする。

(注3) 本表は利子補給金交付予定日ごとに作成すること。

(様式第 10)

平成 年 月 日

公益財団法人 日本環境協会
理事長 殿

住 所
指定金融機関名
代 表 者 氏 名 _____ 印

他の金融機関への知見の提供等の結果の概要

環境配慮型融資促進利子補給事業交付規程第 11 条の規定に基づき、他の金融機関への知見の提供等の結果の概要について以下のとおり報告します。

記

(1) 知見提供の内容

- ・ シンジケートローンの幹事となる金融機関は他の金融機関の知見内容に関する要望に可能な限り沿うこと。
(例)
- ・ 評価結果の公表、評価方法・融資先事業者への環境配慮型融資の提案方法の教示、モニタリング内容・結果等の情報提供、参加行との情報交換会の開催

[]

(2) (1) を踏まえた環境配慮型融資の案件の組成に向けた他の金融機関の今後の取組

- ・ 環境配慮型融資商品を持たない金融機関の今後の取組については、参加行の環境配慮型融資商品の組成に向けてどのような知見がどのように役立ったのかについても具体的に記載すること。

[]

※報告内容は本店及び支店も含め組織的に共有すること。

(様式第 11)

平成 年 月 日

公益財団法人 日本環境協会
理 事 長 殿

住 所
指定金融機関名
代 表 者 氏 名 _____ 印

環境配慮型融資の自律化に向けた取組方針等の結果の概要

環境配慮型融資促進利子補給事業交付規程第 11 条の規定に基づき、自律化に向けた取組方針等の結果の概要について以下のとおり報告します。

記

(1) 今年度の取組方針及び具体的な取組方法

[]

(2) 自律化に向けた改善点及び次年度以降の取組

・自律化に向けた段階的な取組等の観点から可能な限り具体的に記載すること。

[]

※報告内容は本店及び支店も含め組織的に共有すること。

(様式第 12)

日 環 協 第 号
平 成 年 月 日

指定金融機関名
代表者氏名 殿

公益財団法人 日本環境協会
理 事 長 森 崑 昭 夫

環境配慮型融資促進利子補給金額確定通知書

平成 年 月 日付けをもって提出のあった実績報告書について、平成 30 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（環境配慮型融資促進利子補給事業））交付規程第 12 条第 1 項の規定に基づき、その内容を審査した結果、下記のとおり利子補給金の額を確定したので、同条第 2 項の規定に基づき、通知します。

記

1. 融資先事業者名
2. 補給金確定額 金 円

(様式第 12 別紙 1)

利 子 補 給 金 確 定 額 一 覧 表

利子補給金交付予定日：平成 年 月 日

回 数	融資先事業者名	(A) 貸付残高	期 間		(B) 日 数	(C) 利子補給率	A×B×C/365 利子補給金 確定額
			自	至			
第 回		円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円
第 回		円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円
第 回		円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円
第 回		円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円
第 回		円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円
第 回		円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円
第 回		円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円
第 回		円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円
第 回		円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円
第 回		円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円
合 計							円

(注 1) 利払期日は 9 月 10 日又は 3 月 10 日とする。(9 月 10 日又は 3 月 10 日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の前日又は翌日までを単位期間とすることができる。
この場合において、当該単位期間の次の単位期間は、直前の単位期間の末日の翌日から開始するものとする。)

(注 2) 円未満切捨てとする。

(注 3) 本表は利子補給金交付予定日ごとに作成する。

(様式第 13)

平成 年 月 日

公益財団法人 日本環境協会
理事長 殿

住 所
指定金融機関名
代表者氏名 _____ 印

環境配慮型融資促進利子補給金交付請求書

平成 年 月 日付け日環協第 号をもって額の確定通知のあった標記利子補給金について、平成 30 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（環境配慮型融資促進利子補給事業））交付規程第 13 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 融資先事業者名
2. 補給金請求額 金 円
3. 振込先

銀行名	
支店名	
預金の種別	
口座番号	
(ふりがな) 口座名義	

(様式第 14)

平成 年 月 日

公益財団法人 日本環境協会
理事長 殿

住 所
指定金融機関名
代 表 者 名 _____ 印

環境配慮型融資促進利子補給金概算払請求書

平成 年 月 日付け日環協第 号をもって交付決定の通知のあった標記利子補給金について、平成 30 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（環境配慮型融資促進利子補給事業））交付規程第 13 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 融資先事業者名
2. 補給金請求額 金 円
3. 振込先

銀 行 名	
支 店 名	
預 金 の 種 別	
口 座 番 号	
(ふりがな) 口 座 名 義	

(様式第 14 別紙 1)

利子補給金概算払請求額一覧表

利子補給金交付予定日：平成 年 月 日

回数	融資先事業者名	(A) 貸付残高	期間		(B) 日数	(C) 利子補給率	A×B×C/365 利子補給金 交付請求額
			自	至			
第 回		円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円
第 回		円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円
第 回		円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円
第 回		円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円
第 回		円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円
第 回		円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円
第 回		円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円
第 回		円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円
第 回		円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円
第 回		円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円
						合計	円

(注 1) 利払期日は 9 月 10 日又は 3 月 10 日とする。(9 月 10 日又は 3 月 10 日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の前日又は翌日までを単位期間とすることができる。
この場合において、当該単位期間の次の単位期間は、直前の単位期間の末日の翌日から開始するものとする。)

(注 2) 円未満切捨てとする。

(注 3) 本表は利子補給金交付予定日ごとに作成すること。

(様式第 15)

平成 年 月 日

公益財団法人 日本環境協会
理事長 殿

住 所
指定金融機関名
代 表 者 名 _____ 印

環境配慮型融資促進利子補給事業に係る融資条件等変更承認申請書

平成 年 月 日付け 日環協第 号をもって交付決定の通知のあった標記利子補給金に係る交付対象融資の融資条件等の変更について、平成 30 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（環境配慮型融資促進利子補給事業））交付規程第 15 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、融資条件等変更の承認を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

融 資 先 事 業 者 名		
融 資 契 約 金 額	金 円	
融 資 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日	
融 資 条 件 等 変 更 日	平成 年 月 日	
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

[変更理由]

(様式第 15 別紙 1)

設備投資事業計画変更書

融 資 先 事 業 者	
本 社 所 在 地	
資 本 金	円
業 種	卸売業 / 小売業 / サービス業 / 製造業 / その他 ()
従業員数(常用雇用者)	名
融 資 契 約 日	平成〇〇年〇月〇日
融 資 期 間	平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日
融 資 契 約 金 額	円
資 金 使 途 (設 備 等)	
工 事 地 点	
工 事 期 間	平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日

(注 1) 主な中核設備については、詳細な仕様等を別途提出すること。

【CO₂排出量の推移計画】

	基準年 H〇年度	H〇年度 (実績)	報告年 H〇年度 (実績/計画)	報告年 H〇年度 (実績/計画)	報告年 H〇年度 (実績/計画)	報告年 H〇年度 (実績/計画)	報告年 H〇年度 (実績/計画)
① CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)							
② 原単位算出分母							
③ CO ₂ 排出原単位【①÷②】							
④ CO ₂ 排出量削減率							
⑤ CO ₂ 排出原単位改善率							
CO ₂ 排出係数	固定 / 変動						
原単位算出分母の種類	生産量 / 売上高 / 延床面積 / その他 ()						
原単位算出分母の単位	万 t / 百万円 / m ² / その他 ()						
基準年となる CO ₂ 算定期間	平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月						
事業状況報告書の提出日	誓約期間中は毎年〇〇月末日までに提出						
CO ₂ 誓約範囲	事業者単位 / 事業所単位						
CO ₂ 誓約内容							
上記を達成するための方策							
費用対効果 ※注 2	〇〇円/t-CO ₂ 又は 〇〇円/%						
資金使途による 排出 CO ₂ 削減効果等							

(注 2) エネルギー起源 CO₂排出削減コストに係る計算式、計算結果、算出根拠等を記載すること (別添も可)。

(様式第 15 別紙 2)

利子補給金請求予定変更一覧表

融資先事業者名：()
 融資の開始の日：平成 年 月 日
 融資契約金額：金 円
 融資条件等変更日：平成 年 月 日

回数	利子補給金 充当・交付予定 年月日	(A) 対象貸付金 残高	期 間		(B) 日 数	(C) 貸付利率	(D) A×B×C/365 貸付利子 実績・予定額	(E) 利子 補給率	(F) A×B×E/365 利子補給金 実績・予定額	(D)-(F) 融資先事業者 利子支払 実績・予定額
			自	至						
第 回	平成 年 月 日	円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	平成 年 月 日	() 円	() 平成 年 月 日	() 平成 年 月 日	() 日間	() %	() 円	() %	() 円	() 円
第 回	平成 年 月 日	() 円	() 平成 年 月 日	() 平成 年 月 日	() 日間	() %	() 円	() %	() 円	() 円
第 回	平成 年 月 日	() 円	() 平成 年 月 日	() 平成 年 月 日	() 日間	() %	() 円	() %	() 円	() 円
第 回	平成 年 月 日	() 円	() 平成 年 月 日	() 平成 年 月 日	() 日間	() %	() 円	() %	() 円	() 円
第 回	平成 年 月 日	() 円	() 平成 年 月 日	() 平成 年 月 日	() 日間	() %	() 円	() %	() 円	() 円
第 回	平成 年 月 日	() 円	() 平成 年 月 日	() 平成 年 月 日	() 日間	() %	() 円	() %	() 円	() 円
合 計							() 円	() %	() 円	() 円

(注1) 利子補給金充当実績は第1回より記入し、変更が生じた回の欄は、前期の単位期間の末日の翌日から変更の生じた日までの期間と、変更の生じた日の翌日から当期の単位期間の末日までに区分して記入のこと。

(注2) 次期以降については、融資条件等変更前の融資条件及び利子補給金交付請求予定額を上段のカッコ内に記入し、変更後の融資条件及び利子補給金交付請求予定額を下段に記入のこと。

(注3) 円未満切り捨てとする。

(様式第 16)

日 環 協 第 号
平成 年 月 日

指定金融機関名
代表者氏名 殿

公益財団法人 日本環境協会
理事長 森 寫 昭 夫

環境配慮型融資促進利子補給事業に係る融資条件等変更承認通知書

平成 年 月 日付けをもって提出のあった融資条件等変更承認申請書について、平成 30 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（環境配慮型融資促進利子補給事業））交付規程第 16 条第 1 項の規定に基づき、その内容を審査した結果、下記のとおり承認することとしましたので、平成 30 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（環境配慮型融資促進利子補給交事業））交付規程第 17 条第 1 項の規定に基づき、通知します。

記

融 資 先 事 業 者 名	
融 資 契 約 金 額	金 円
融 資 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
融 資 条 件 等 変 更 日	平成 年 月 日
変 更 事 項	変 更 後 条 件

(様式第 17)

日 環 協 第 号
平成 年 月 日

指定金融機関名
代表者氏名 殿

公益財団法人 日本環境協会
理事長 森 寫 昭 夫

環境配慮型融資促進利子補給事業に係る融資条件等変更不承認通知書

平成 年 月 日付けをもって提出のあった融資条件等変更承認申請書について、平成 30 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（環境配慮型融資促進利子補給事業））交付規程第 16 条第 1 項の規定に基づき、その内容を審査した結果、下記の理由により不承認としましたので、平成 30 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（環境配慮型融資促進利子補給事業））交付規程第 17 条第 2 項の規定に基づき、通知します。

記

融 資 先 事 業 者 名	
融 資 契 約 金 額	金 円
融 資 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
融 資 条 件 等 変 更 日	平成 年 月 日
[不承認理由]	

(様式第 18)

平成 年 月 日

公益財団法人 日本環境協会
理事長 殿

住 所
指定金融機関名
代表者氏名 _____ 印

環境配慮型融資促進利子補給事業に係る事業状況報告書

平成 年 月 日付け日環協第 号をもって交付決定の通知のあった標記利子補給事業に係る交付対象融資の遂行状況について、平成 30 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（環境配慮型融資促進利子補給事業））交付規程第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

融 資 先 事 業 者 名	
融 資 契 約 金 額	金 円
融 資 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
交付対象融資の進捗状況	
工 事 完 了 年 月	
誓 約 の 達 成 状 況 (CO ₂ 削減効果状況)	

(様式第 18 別紙 1)

事業実施状況書

融 資 先 事 業 者	
本 社 所 在 地	
資 本 金	円
業 種	卸売業 / 小売業 / サービス業 / 製造業 / その他 ()
従業員数 (常用雇用者)	名
融 資 契 約 日	平成〇〇年〇月〇日
融 資 期 間	平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日
融 資 契 約 金 額	円
資 金 使 途 (設 備 等)	
工 事 地 点	
工 事 期 間	平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日

(注 1) 主な中核設備については、詳細な仕様等を別途提出すること。

【CO₂排出量の推移報告】

	基準年 H〇年度	H〇年度 (実績)	報告年 H〇年度 (実績/計画)	報告年 H〇年度 (実績/計画)	報告年 H〇年度 (実績/計画)	報告年 H〇年度 (実績/計画)	報告年 H〇年度 (実績/計画)
① CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)							
② 原単位算出分母							
③ CO ₂ 排出原単位【①÷②】							
④ CO ₂ 排出量削減率							
⑤ CO ₂ 排出原単位改善率							
CO ₂ 排出係数	固定 / 変動						
原単位算出分母の種類	生産量 / 売上高 / 延床面積 / その他 ()						
原単位算出分母の単位	万 t / 百万円 / m ² / その他 ()						
基準年となる CO ₂ 算定期間	平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月						
事業状況報告書の提出日	誓約期間中は毎年〇〇月末日までに提出						
CO ₂ 誓約範囲	事業者単位 / 事業所単位						
CO ₂ 誓約内容							
上記を達成するための方策							
費用対効果 ※注 2	〇〇円/t-CO ₂ 又は 〇〇円/%						
資金使途による 排出 CO ₂ 削減効果等							

(注 2) エネルギー起源 CO₂排出削減コストに係る計算式、計算結果、算出根拠等を記載すること (別添も可)。

(様式第 18 別紙 2)

利子補給金充当実績・請求予定一覧表

融資先事業者名：()
 融資期間の初日：平成 年 月 日
 融資契約金額：金 円

回数	利子補給金 充当・請求予定 年月日	(A) 対象貸付金 残高	期間		(B) 日数	(C) 貸付利率	(D) $A \times B \times C / 365$ 貸付利子 実績・予定額	(E) 利子 補給率	(F) $A \times B \times E / 365$ 利子補給金 実績・予定額	(D)-(F) 融資先事業者 利子支払 実績・予定額
			自	至						
第 回	平成 年 月 日	円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	平成 年 月 日	円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	平成 年 月 日	円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	平成 年 月 日	円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	平成 年 月 日	円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	平成 年 月 日	円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	平成 年 月 日	円	平成 年 月 日	平成 年 月 日	日間	%	円	%	円	円
合計							円		円	円
内実績額							円		円	円
内予定額							円		円	円

(注 1) 円未満切捨てとする。

(様式第 19)

平成 年 月 日

公益財団法人 日本環境協会
理事長 殿

住 所
指定金融機関名
代表者氏名 _____ 印

環境配慮型融資促進利子補給事業に係る事業効果報告書

平成 年度より利子補給金を交付されている下記事業者について、二酸化炭素排出原単位の改善又は排出量の削減に関する誓約の達成状況について、平成 30 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（環境配慮型融資促進利子補給事業））交付規程第 18 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 融資先事業者名
2. 誓約内容
3. 誓約の達成状況
4. 上記 2 の根拠

(注) 上記 2 の排出原単位又は排出量等の根拠となる書類（融資先事業者の代表者氏名の記載及び押印のあるもの）を添付すること。

(様式第 20)

日 環 協 第 号
平成 年 月 日

指定金融機関名
代表者氏名 殿

公益財団法人 日本環境協会
理事長 森 寫 昭 夫

環境配慮型融資促進利子補給事業に係る事業効果報告書の承認通知書

平成 年 月 日付けをもって提出のあった環境配慮型融資促進利子補給事業に係る事業効果報告書について、その内容を審査した結果、二酸化炭素排出原単位の改善又は二酸化炭素排出量の削減に関する誓約を達成したものと認められますので、平成 30 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（環境配慮型融資促進利子補給事業））交付規程第 18 条第 4 項の規定に基づき、通知します。

記

1. 融資先事業者名
2. 誓約内容
3. 誓約の達成状況

(様式第 21)

日 環 協 第 号
平成 年 月 日

指定金融機関名
代表者氏名 殿

公益財団法人 日本環境協会
理事長 森 寫 昭 夫

環境配慮型融資促進利子補給金交付決定取消通知書

標記利子補給金に係る下記の交付対象融資は、交付対象融資として不相当と認められるため、利子補給金の交付決定を取消しますので、平成 30 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金環境金融の拡大に向けた利子補給事業（環境配慮型融資促進利子補給事業）交付規程第 19 条第 2 項の規定に基づき、通知します。

記

融資先事業者名	
融 資 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
融 資 契 約 金 額	金 円
利 子 補 給 金 交 付 取 消 理 由	

(様式第 22)

日 環 協 第 号
平成 年 月 日

指定金融機関名
代表者氏名 殿

公益財団法人 日本環境協会
理 事 長 森 寫 昭 夫

環境配慮型融資促進利子補給金交付決定内容変更通知書

平成 年 月 日付け日環協第 号で交付決定を通知した標記利子補給金については、下記の変更後の欄に示すとおり決定内容を変更したので、平成 30 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境金融の拡大に向けた利子補給事業（環境配慮型融資促進利子補給事業））交付規程第 19 条第 3 項の規定に基づき、通知します。

記

融 資 先 事 業 者 名		
交 付 決 定 日	平成 年 月 日	
融 資 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日	
融 資 契 約 金 額	金 円	
	変 更 前	変 更 後
利 子 補 給 率		
利 子 補 給 期 間		
利 子 補 給 金 額		

[変更理由]

(様式第 23)

日 環 協 第 号
平成 年 月 日

指定金融機関名

代表者氏名

殿

公益財団法人 日本環境協会
理 事 長 森 篤 昭 夫

環境配慮型融資促進利子補給金返還命令書

環境配慮型融資促進利子補給金交付決定取消通知書(平成 年 月 日付け日環協第 号)で取消しを通知した標記利子補給金について、平成 30 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境金融の拡大に向けた利子補給事業(環境配慮型融資促進利子補給事業))交付規程第 20 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり返還を命令します。

記

1. 融資先事業者名

2. 返還請求金額

利 子 補 給 金 額	金 円
利 子 補 給 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日 (日間)
返 還 請 求 期 限	平成 年 月 日
振 込 先	